

「日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(案)」に関するパブリックコメント実施結果について

意見募集期間: 令和6年9月2日(月)から9月30日(月)まで

提出意見者: 2名

提出意見数: 2件

意見番号	意見者番号	意見内容(※意見内容は提出された文言のまま記載しています。)	市の考え方
1	1	<p>私の住んでいる地域でも、金属ゴミやアルミ缶等を地区のゴミ集積所から持って行く人を最近よく見かけるようになりました。以前はカラスや野良猫によるゴミ袋を破って中身をまき散らかして道路が汚れて臭くなる被害に困っていましたが、カラス除けのネットの充実と地域住民のゴミ出しマナーの向上で、今は被害は無くなりました。</p> <p>逆に、2年くらい前から集積所から金属、銅線、アルミ缶等を持って行く人を4人ほど見かけるようになりました。声を掛けると「日本語わかりませ〜ん」と言って逃げていきます。インターネットやテレビではアルミ缶等の持ち去りが問題になっていることは知っていましたが、ついに我々のところにも現れたかという思いです。</p> <p>私は可燃ごみ・不燃ゴミ・リサイクル資源を市が適切に処理されていることに感謝しています。決められた日時に決められた場所に1枚15円の指定袋に入れて出すことによって、適切に処理されているとばかり思っていました。</p> <p>コロナ騒動が下火になって経済が再び上向きになるにつれて、金やプラチナの価格が急上昇し、それに引っ張られてか鉄や銅線、アルミくず等の価格も急上昇して、ゴミ集積所からそれらを持ち出して買取業者に売っていると推察されることが起きているのです。非常に腹立たしく思います。たしかにゴミ袋の中身は私にとっては要らないもの価値がないものですが、毎回1枚15円の袋を購入しており、私にとっては15円を盗まれたのと同じことです。これは現行法令で対応できないのでしょうか。</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ではゴミ(一般廃棄物)の持ち去りを想定した禁止規定がないので取り締まりが出来ないとのこと。また、刑法で言うところの「窃盗罪」や「横領罪(遺失物等横領罪)」の規定は、それらを適用する条件が難しく、法律違反ということまでは言えないので検挙は難しいとのこと。</p> <p>インターネットで他自治体ではどうしているかと調べると、愛知県下でも豊田市、岡崎市、犬山市、一宮市、知立市、豊明市が既に条例で規制をしていて、名古屋市も来年中にアルミ缶等の持ち去り禁止の条例改正を予定しているとのこと。このようにどこの自治体でも既に問題が起こっていることがわかりました。</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「刑法」での指導や検挙が出来ないこと、適正な廃棄物の処理をするためにも今回の日進市の条例の改正には賛成します。</p> <p>「日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(案)」について、いくつか意見を言わせてもらいます。まず「20万円以下の罰金」ですが、私が調べた他自治体では罰金の額はいずれも20万円以下でした(豊田市、岡崎市、犬山市、一宮市、知立市、豊明市、横浜市)。</p> <p>例えば産業廃棄物の不法投棄では、廃掃法では「5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金」で、窃盗罪であれば刑法で「10年以下の懲役又は50万円以下の罰金」で、遺失物等横領罪であれば刑法で「1年以下の懲役又は10万円以下の罰金」となっています。</p> <p>条例の場合懲役刑は付けられないので、罰金を科すならば20万円が妥当かと思います。誰かが忘れた傘や財布を持って行く遺失物等横領罪よりは、意図的にお金になりそうな物を探し回って持って行く人には重い罰金を科して欲しいので妥当だと思います。</p> <p>他自治体の条例を調べていて知ったのですが、豊田市では「氏名等の公表ができる」規定が加わっています。</p>	<p>市の考え方</p> <p>一般廃棄物の収集運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないとされており、違反した場合の罰則についても規定されているところです。しかしながら、同法では、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合は、許可が不用であり、現行法においては、資源物の持ち去りに対する法規制が及ばないものとなっていることから、条例改正において持ち去り禁止規定を設けようとするものです。</p> <p>なお、今回の改正案では、県内の先行自治体の例を参考にし、より実効性の高い規定を設けるものとして罰則規定を設けるものとし、氏名の公表については、規定はしないものとしておりますが、条例改正後は、持ち去りの禁止規定について、周知啓発、注意喚起を行うとともにパトロールを実施するなど、取組を強化させてまいります。</p>

意見 番号	意見者 番号	意見内容(※意見内容は提出された文言のまま記載しています。)	市の考え方
		<p>持ち去りを確認して、指導、勧告、命令の後、罰金刑とともに氏名等の公表を盛り込んで欲しいと思います。私が思うに、持ち去りを行う人は仮に20万円を科せられても場所を変えて何回でもやると思います。市民の目で監視するためにも情報公開をした方が良いと思います。</p> <p>取り締まりの根拠となる条例の規定が出来ることで一歩前進すると思いますが、実際には日進市内では金属やアルミ等の持ち去りはもう出来ないという状況を創っていくことが重要で、狙われやすい集積所には監視カメラを設置してAIによる注意喚起を24時間するとか、地域の人の協力を得て巡回パトロール隊を結成して見守りをするとか、条例改正直後にテレビやラジオでの情報発信、地下鉄駅やショッピングモール等でのイベント開催で啓発、各集積所に持ち去りは条例違反・罰金20万円の看板設置、本市および周辺の金属等買取業者への立ち入りなど具体的なアクションも重要だと思います。</p> <p>今回の条例改正(案)には賛成です。</p>	
2	2	<p>今回の条例・規則改正の概要を見ると、背景として廃棄物の持ち去りがあるように記述されているが、改正の主な内容には資源物の持ち去りしか禁止しておらず、十分ではないと考えられるため、資源物以外の廃棄物も対象としていただきたい。</p> <p>あき缶や紙資源が持ち去りにあっていることが主眼と推測するが、月に1回収集の金属ごみの持ち去りも目にする。早朝より複数の軽トラック等が頻繁にごみ集積場所に来ては、金属ごみを手当たり次第に持ち去っている状況である。その後ごみがどう扱われるか非常に気持ち悪く、とても収集日に出すことはできず、袋にためては東郷美化センターへ行き、資源分別後に不燃物を料金支払いの上で処理してもらっている。</p> <p>金属ごみという名称ではあるが、金属でないものもこれに分別され、金属類資源とその他廃棄物が混合していることもあり、条例・規則の表現で一般ごみ等も持ち去り禁止の対象とできるよう、「資源物等」のように包括するように検討をお願いしたい。</p> <p>一般ごみの持ち去りを禁止しても、困る状況は通常はないと思われる。</p> <p>また、金属ごみの日に持ち去りパトロールを行っていただけると心強い。</p>	<p>一般廃棄物の収集運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないとされており、違反した場合の罰則についても規定されているところです。しかしながら、同法では、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合は、許可が不用であり、現行法においては、資源物の持ち去りに対する法規制が及ばないものとなっていることから、条例改正において持ち去り禁止規定を設けようとするものです。</p>